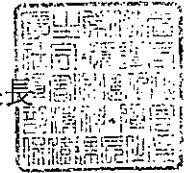


障精発0328第1号
平成24年3月28日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



「指定自立支援医療機関の指定について」の一部改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定については、「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（別紙1）及び指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領（別紙2）により実施されているところであるが、今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）によって障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）が改正され、指定自立支援医療機関の指定の申請における申請書記載事項が変更になったこと等に伴い、別添のとおり当該通知の一部を改正したので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

○指定自立支援医療機関の指定について（平成 18 年 3 月 3 日付け障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）
 （傍線部分は改正部分）

新				旧			
(略)				(略)			
別紙 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領 第 1～第 2 (略) 別紙様式				別紙 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領 第 1～第 2 (略) 別紙様式			
様式 1 - (1)				様式 1 - (1)			
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申 請書 （病院又は診療所）				指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申 請書 （病院又は診療所）			
保険医療 機関	名称			保険医療 機関	名称		
	所在地				所在地		
開設者	住所			開設者	住所		
	氏名又は名称				氏名又は名称		
	生年月日		職名				
標榜している診療科目				標榜している診療科目			
担当しようとする医療の種 類				担当しようとする医療の種 類			
主として担当する医師又は		(別紙 1)	自立支援医療を行うた	(別紙 2)	主として担当する医師又は		(別紙 1) 自立支援医療を行うた (別紙 2)

歯科医師の経歴		めに必要な体制及び設備の概要	
自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	(別紙10)
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住所</p> <p>氏名又は名称 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>			

歯科医師の経歴		めに必要な体制及び設備の概要	
自立支援医療を行うための入院設備の定員	人		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）されたく申請する。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住所</p> <p>氏名又は名称 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>			

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

（記入要領）

- 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1)眼科に関する医療	(9)心臓移植に関する医療
(2)耳鼻咽喉科に関する医療	(10)腎臓に関する医療

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

（記入要領）

- 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1)眼科に関する医療	(9)心臓移植に関する医療
(2)耳鼻咽喉科に関する医療	(10)腎臓に関する医療

<p>(3) 口腔に関する医療 (4) 整形外科に関する医療 (5) 形成外科に関する医療 (6) 中枢神経に関する医療 (7) 脳神経外科に関する医療 (8) 心臓脈管外科に関する医療</p> <p>3 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。</p> <p>4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。</p> <p>5 (別紙1) 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。</p> <p>6 (別紙1) 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。</p> <p>7 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。</p> <p>(1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。</p> <p>(2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。 (例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)</p> <p>(3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。</p> <p>(4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。</p> <p>(5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。 (例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)</p> <p>(6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)</p> <p>8 (別紙1) 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の</p>	<p>(11) 腎移植に関する医療 (12) 小腸に関する医療 (13) 肝臓移植に関する医療 (14) 歯科矯正に関する医療 (15) 免疫に関する医療</p> <p>3 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。</p> <p>4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。</p> <p>5 (別紙1) 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。</p> <p>6 (別紙1) 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。</p> <p>7 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。</p> <p>(1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。</p> <p>(2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。 (例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)</p> <p>(3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。</p> <p>(4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。</p> <p>(5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。 (例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)</p> <p>(6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)</p> <p>8 (別紙1) 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の</p>
--	---

受講、臨床的研究、理論的研究、実習等）期間、従事日数（1か月又は1週間あたり）、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書（別紙3）を添付すること。

- 9 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ（別紙4）及び（別紙5）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 10 （別紙2）自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 11 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙6）又は（別紙7）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 12 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙8）又は（別紙9）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

受講、臨床的研究、理論的研究、実習等）期間、従事日数（1か月又は1週間あたり）、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書（別紙3）を添付すること。

- 9 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ（別紙4）及び（別紙5）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 10 （別紙2）自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 11 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙6）又は（別紙7）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 12 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、（別紙8）又は（別紙9）による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由があ

る者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

別紙1～9 (略)

別紙1～9 (略)

(別紙10)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名()

<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>住 所</u>
<u>氏 名</u>	<u>役 職</u>	

様式 1 - (2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
 (薬局)

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	<u>生年月日</u>		<u>職名</u>	

様式 1 - (2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
 (薬局)

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			

薬剤師の氏名		略歴	(別紙1)
調剤のために必要な設備及び施設の概要		(別紙2)	
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙3)	
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>〇 〇 〇 〇 殿</p>			

薬剤師の氏名		略歴	(別紙1)
調剤のために必要な設備及び施設の概要		(別紙2)	
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>〇 〇 〇 〇 殿</p>			

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

別紙1～2 (略)

(別紙3)

役員の氏名、生年月日及び住所

別紙1～2 (略)

申請者(法人)名()

<u>(ふりがな)</u> <u>氏 名</u>	<u>生年月日</u> <u>役 職</u>	<u>住 所</u>

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代 表 者	住所	
		氏名	
		生年月日	
職名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所在地		
	職員の定数	(別紙1)	
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙2)	

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

指定居宅サービス事業者

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	
	職員の定数	(別紙)
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定されたく申請する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>		

指定訪問看護事業者

所在地
名称
代表者

印

○ ○ ○ ○ 殿

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

(別紙2)

役員の名、生年月日及び住所

申請者(法人)名 ()

<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>住 所</u>
<u>氏 名</u>	<u>役 職</u>	

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式 2 - (1)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
（病院又は診療所）

様式 2 - (1)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目				
主として担当する医師又は 歯科医師の経歴	(別紙1)	自立支援医療を行うた めに必要な体制及び設 備の概要	(別紙2)	
自立支援医療を行うための 入院設備の定員		役員の氏名、生年 月日及び住所	(別紙10)	
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>				

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目				
主として担当する医師又は 歯科医師の経歴	(別紙1)	自立支援医療を行うた めに必要な体制及び設 備の概要	(別紙2)	
自立支援医療を行うための入院設 備の定員		役員の氏名、生年 月日及び住所	(別紙10)	
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>				

※ 直近の指定の申請（変更申請及び変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。
(記入要領)

※ 直近の指定の申請（変更申請及び変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。
(記入要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 3 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 (別紙1) 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 5 (別紙1) 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 6 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
(例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)
 - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)
- 7 (別紙1) 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間あたり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 8 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ(別紙4)及び(別紙5)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 3 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 (別紙1) 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 5 (別紙1) 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 6 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
(例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)
 - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)
- 7 (別紙1) 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間あたり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 8 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ(別紙4)及び(別紙5)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に

添付すること。

- 9 (別紙2) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 10 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙6)又は(別紙7)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 11 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙8)又は(別紙9)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。

別紙1～9 (略)

(別紙10)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者(法人)名()

<u>(ふりがな)</u> 氏 名	<u>生年月日</u>	住 所
	<u>役 職</u>	

添付すること。

- 9 (別紙2) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 10 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙6)又は(別紙7)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 11 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙8)又は(別紙9)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。

別紙1～9 (略)

様式 2 - (2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	(別紙 1)
調剤のために必要な設備及び施設の概要			(別紙 2)	
役員の氏名、生年月日及び住所			(別紙 3)	

様式 2 - (2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	(別紙 1)
調剤のために必要な設備及び施設の概要			(別紙 2)	

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称 印

〇 〇 〇 〇 殿

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称 印

〇 〇 〇 〇 殿

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

別紙1～2 （略）

（別紙3）

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ _____ ）

<u>（ふりがな）</u> 氏 名	<u>生年月日</u>	住 所
	<u>役 職</u>	

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

別紙1～2 （略）

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
(指定訪問看護事業者等)

	名 称	
	主たる事務所の所在地	

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	代 表 者	住所	
		氏名	
		生年月日	
		職名	
訪問看護ステーション等	名 称		
	所在地		
	職員の定数	<u>(別紙1)</u>	
役員の氏名、生年月日及び住所		<u>(別紙2)</u>	
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 <u>代表者</u> 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>			

	地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	
	職員の定数	<u>(別紙)</u>
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>		

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から「訪問看護ステーション等」の「職員の定数」に変更が生じていない場合は、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(別紙1)

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

（備考） 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

（別紙2）

役員の名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

<u>（ふりがな）</u> 氏 名	<u>生年月日</u>	住 所
	<u>役 職</u>	

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

（備考） 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式3 - (1)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	<u>生年月日</u>		<u>職名</u>	
	標榜している診療科目			
担当しようとする医療の種				

様式3 - (1)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	標榜している診療科目			
	担当しようとする医療の種			

類			
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名		自立支援医療を行うた めに必要な体制及び設 備の変更の有無	有 ・ 無
自立支援医療を行うための入院設 備の定員	人		
<u>役員の氏名、生年月日及び住所の 変更の有無</u>	<u>有 ・ 無</u>		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>			

担当しようとする医療の種 類			
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名		自立支援医療を行うた めに必要な体制及び設 備の変更の有無	有 ・ 無
自立支援医療を行うための入院設 備の定員	人		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>			

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 「自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無」、「役員

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 「自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無」において

の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、それぞれ別紙1、別紙2を添付すること。

（記入要領）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1)眼科に関する医療	(9)心臓移植に関する医療
(2)耳鼻咽喉科に関する医療	(10)腎臓に関する医療
(3)口腔に関する医療	(11)腎移植に関する医療
(4)整形外科に関する医療	(12)小腸に関する医療
(5)形成外科に関する医療	(13)肝臓移植に関する医療
(6)中枢神経に関する医療	(14)歯科矯正に関する医療
(7)脳神経外科に関する医療	(15)免疫に関する医療
(8)心臓脈管外科に関する医療	
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医

、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

（記入要領）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

(1)眼科に関する医療	(9)心臓移植に関する医療
(2)耳鼻咽喉科に関する医療	(10)腎臓に関する医療
(3)口腔に関する医療	(11)腎移植に関する医療
(4)整形外科に関する医療	(12)小腸に関する医療
(5)形成外科に関する医療	(13)肝臓移植に関する医療
(6)中枢神経に関する医療	(14)歯科矯正に関する医療
(7)脳神経外科に関する医療	(15)免疫に関する医療
(8)心臓脈管外科に関する医療	
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。

師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

様式 3 - (2)

様式 3 - (2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（薬局）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名				
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無			有 ・ 無	
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無		
上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条				

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
薬剤師の氏名				
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無			有 ・ 無	
上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条 第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として 指定を更新されたく申請する。				

第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無」、「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、それぞれ別紙1、別紙2を添付すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

ることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定

予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積
品目	品目

(別紙)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積
品目	品目

主たる設備

- (備考) 1 薬局の見取図を添付すること。
2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

(別紙2)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

<u>(ふりがな)</u> <u>氏名</u>	<u>生年月日</u> <u>役職</u>	<u>住所</u>

主たる設備

- (備考) 1 薬局の見取図を添付すること。
2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

様式 3 - (3)

様式 3 - (3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代 表 者	住所	
		氏名	
		生年月日	
		職名	
名 称			

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。		

訪問看護ステーション等	所在地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		<u>有</u> ・ 無
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 <u>代表者</u> 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>		

年 月 日	指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称	印
○ ○ ○ ○ 殿		

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 「職員の定数の変更の有無」、「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、それぞれ別紙1、別紙2を添付すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

※ 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定の更新を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※ 「職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

ることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定

予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職	種	定	数

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職	種	定	数

--	--

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

(別紙2)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者 (法人) 名 ()

<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	<u>住 所</u>
<u>氏 名</u>	<u>役 職</u>	

--	--

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式4～7 (略)

別紙2

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1～第2 (略)

別紙様式

様式1 - (1)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目※				
主として担当する医師の経歴		<u>(別紙1)</u>		
役員の氏名、生年月日及び		<u>(別紙2)</u>		

様式4～7 (略)

別紙2

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1～第2 (略)

別紙様式

様式1 - (1)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目※				
主として担当する医師の経歴		<u>(別紙)</u>		

住所

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

※ 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

（記入要領）

- 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- （別紙1） 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること（主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）。
 - 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名

※ 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

（記入要領）

- 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- （別紙） 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること（主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）。
 - 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名

まで必ず記載すること。

(例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)

(3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。

(4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。

(5) 2以上の施設に兼務する等の場合であっては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。

(例えば、〇〇医科大学精神科週4日(延〇時間勤務)等)

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

まで必ず記載すること。

(例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)

(3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。

(4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。

(5) 2以上の施設に兼務する等の場合であっては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。

(例えば、〇〇医科大学精神科週4日(延〇時間勤務)等)

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

経 歴 書

氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任 免 事 項		

(別紙)

経 歴 書

氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任 免 事 項		

様式 1 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（薬局）

様式 1 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	(別紙 1)
役員の氏名、生年月日及び住所			(別紙 2)	
上記のとおり、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定され				

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	(別紙)
上記のとおり、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。				

たく申請する。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

年 月 日

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等

又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

経 歴 書

学位		氏 名	印	生年月日	
現住所					
最終学歴					

(別紙)

経 歴 書

学位		氏 名	印	生年月日	
現住所					
最終学歴					

様式1-(3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住所	
		氏名	
		生年月日	
		職名	

様式1-(3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	職員の定数	(別紙)

訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	
	職員の定数	(別紙1)
役員の氏名、生年月日及び住所		(別紙2)
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 <u>代表者</u> 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>		

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
所在地
名 称 印

○ ○ ○ ○ 殿

(誓約項目)

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医

師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

様式 2 - (1)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目※ ₁				
主として担当する医師の経歴※ ₂		<u>（別紙 1）</u>		
役員の氏名、生年月日及び住所		<u>（別紙 2）</u>		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>				

様式 2 - (1)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（病院又は診療所）

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
標榜している診療科目※ ₁				
主として担当する医師の経歴※ ₂		<u>（別紙）</u>		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者</p>				

開設者
住所
氏名又は名称 印

○ ○ ○ ○ 殿

※1 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

※2 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

（記入要領）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 （別紙1） 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること（主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、○○医科大学精神科教室又は○○病院精神科のように記載し、○○医科大学、○○病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。

住所
氏名又は名称 印

○ ○ ○ ○ 殿

※1 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

※2 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から「主として担当する医師の経歴」に変更が生じていない場合は、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

（記入要領）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 （別紙） 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること（主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、○○医科大学精神科教室又は○○病院精神科のように記載し、○○医科大学、○○病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。

(5) 2以上の施設に兼務する等の場合であつては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。

(例えば、〇〇医科大学精神科週4日(延〇時間勤務)等)

(別紙1)

経 歴 書

ふりがな 氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任 免 事 項		

(5) 2以上の施設に兼務する等の場合であつては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。

(例えば、〇〇医科大学精神科週4日(延〇時間勤務)等)

(別紙)

経 歴 書

ふりがな 氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任 免 事 項		

様式 2 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	(別紙 1)

役員の氏名、生年月日及び住所 (別紙 2)

上記のとおり、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者

様式 2 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	(別紙)

役員の氏名、生年月日及び住所 (別紙)

上記のとおり、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者

住 所
氏名又は名称 印

○ ○ ○ ○ 殿

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(別紙1)

経 歴 書

学位	氏名	印	生年月日	
現住所				
最終学歴				
主たる 職歴				

住 所
氏名又は名称 印

○ ○ ○ ○ 殿

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から薬剤師の「経歴」に変更が生じていない場合は、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(別紙)

経 歴 書

学位	氏名	印	生年月日	
現住所				
最終学歴				
主たる 職歴				

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代 表 者	住所	
		氏名	
		生年月日	
職名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所在地		
	職員の定数	<u>（別紙 1）</u>	
役員の氏名、生年月日及び住所		<u>（別紙 2）</u>	
上記のとおり、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。			

様式 2 - (3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	
	職員の定数	<u>（別紙）</u>
上記のとおり、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。		
年 月 日		
指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称		印
○ ○ ○ ○ 殿		

年 月 日

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
所在地
名 称
代表者

印

○ ○ ○ ○ 殿

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

(別紙2)

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ _____ ）

※ 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から「訪問看護ステーション等」の「職員の定数」に変更が生じていない場合は、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

(病院又は診療所)

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目※				
主として担当する医師の氏名				
<u>役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無</u>		有 ・ 無		
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>				

※ 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主

(病院又は診療所)

保険医療 機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科目※				
主として担当する医師の氏名				
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>				

※ 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主

に關係する診療科目のみで差し支えないこととする。

※ 「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定關係

1 第4号關係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号關係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号關係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を

に關係する診療科目のみで差し支えないこととする。

経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれ

様式 3 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	

薬剤師の氏名

役員の氏名、生年月日及び住所の
変更の有無

有 ・ 無

上記のとおり、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 0 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。

また、同法第 5 9 条第 3 項で準用する同法第 3 6 条第 3 項（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

様式 3 - (2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
（薬局）

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			

薬剤師の氏名

上記のとおり、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 0 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。

年 月 日

開 設 者
住 所
氏名又は名称

印

開設者
住所
氏名又は名称

印

○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ 殿

※ 「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定

による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不

様式 3 - (3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代 表 者	住所	
		氏名	
		生年月日	
職名			
訪問看護ステーション	名 称		
	所在地		

様式 3 - (3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所在地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。

等	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無
<p>上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p><u>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称 <u>代表者</u> 印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>		

年 月 日	指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名 称	印
○ ○ ○ ○ 殿		

※ 「職員の数の変更の有無」、「役員の名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、それぞれ別紙1、別紙2を添付すること。

※ 「職員の数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医

師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職	種	定	数

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職	種	定	数

様式（４）～（６）（略）

様式（４）～（６）（略）